

(平成25年度実施分)

高等専門学校評価基準及び 選択的評価事項の分析に当たっての 留意点等について（抄）

（自己評価担当者等に対する研修会）

独立行政法人大学評価・学位授与機構

1

自己評価書を記載するに際しての全般的な留意点

○別に冊子として配布している「高等専門学校評価基準及び選択的評価事項の分析に当たっての留意点等について」を必ず参照して、各観点で要求されている内容を確認し、その内容を含めて自己評価書を記載すること。

○自己評価書の良し悪しが評価に影響する場合がある。自己評価書は認証評価にも重要である。

○添付資料で参照させたい箇所にはマーキングをする。

○添付資料の掲載については、著作権や個人情報の保護に配慮する。（自己評価書は電子的に公表するので、単に電子的に黒塗りするだけでは判読可能！墨塗りの下にある個人情報等のデータ自体を抹消すること。）

2

機構が行う認証評価における質評価の枠組

- 設定されている**目的**の質評価
- **目的を達成する仕組み**としての教育活動等の質評価
- **目的（特に達成目標）の達成状況**による質評価
- **教育の質向上への取組**の質評価

1) 青木恭介, 野澤庸則 「我が国における工学教育の質保証の現状と将来」 工学教育 第57巻 57-62 (2009)

2) 野澤庸則, 齊藤貴浩, 林 隆之, 渋谷 進 「高等専門学校機関別認証評価結果から見た高等専門学校の現状と認証評価の効果」 大学評価・学位研究 第11号 3-28 (2010)

3) 野澤庸則, 田中弥生 「第2サイクルにおける高等専門学校機関別認証評価基準—第1サイクルの検証結果の基準・観点の見直しへの反映—」 大学評価・学位研究 第13号 59-77 (2012)

3

3

設定されている目的の質評価

基準1 高等専門学校の目的

- 1-1 高等専門学校の目的（高等専門学校の**使命**, 教育研究活動を実施する上での**基本方針**, 及び, **養成しようとする人材像**を含めた, **達成しようとしている基本的な成果等**）が明確に定められており, その内容が, 学校教育法に規定された, 高等専門学校一般に求められる目的に適合するものであること。
また, **学科及び専攻科ごとの目的**が明確に定められていること。
- 1-2 目的が, 学校の構成員に周知されているとともに, 社会に公表されていること。

4

基準1の主な留意点(1)

- 1-1-① 高等専門学校の目的が、それぞれの学校の**個性や特色に応じて明確に定められ、・・・、学科及び専攻科ごとの目的も明確に定められているか。**
留意点 → 現在公表，周知している目的の名称に拘わらず**使命，基本方針，達成目標の3項目**が明文化されているか。また，達成目標として，学生が卒業時・修了時に身に付ける学力，資質・能力については，**準学士課程の目標が，専攻科課程の目標と区別されて検証可能性を含めて明確に定められているか。**
学科及び専攻科の目的を学則等に定めているか。

5

基準1の主な留意点(2)

- 1-2-① 目的が，学校の構成員（教職員及び学生）に**周知**されているか。
留意点 → 周知には，**周知を図る**（知らしめる）取組と，**周知されている**（知っている）状態を含む。周知状況を把握し，それが低い場合には改善が必要。教員には非常勤講師を含む。学生便覧，学生生活の手引き等では準学士課程の説明が専攻科課程（教育プログラム）の説明より優先されているか。
- 1-2-② 目的が，社会に広く公表されているか。
留意点 → **公表**のターゲットは，受験生を含む**入り口側**と卒業（修了）生が進む**出口側**の両方である。

6

大学設置基準等の一部を改正する省令等の 施行について（通知） 平成19年7月31日

（2）留意事項

1. 教育研究上の目的の明確化に関する事項

大学設置基準第2条の2の規定による目的の策定に当たっては、各大学のそれぞれの人材養成上の目的と学生に修得させるべき能力等の教育目標を明確にし、これらに即して、体系的な教育課程を提供するとともに、責任ある実践のための人的、組織的体制、物的環境を整えることに資するよう留意すること。また、組織として目的を共有するため、学則、学部規則又は学科規則などの適切な形式により定めるとともに、大学のホームページ等を活用し、これを広く社会に公表するよう留意すること。

7

7

目的を達成する仕組みとしての 教育活動等の質評価（1） （実施体制）

基準2 教育組織（実施体制）

- 2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成（学科、専攻科及びその他の組織）が、教育の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

8

基準2の主な留意点（1）

- 2-1-①（②） 学科（専攻科）の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
留意点 → ここでは**学科の目的と学校の目的との適合性**を分析。また、**科学技術の動向、社会のニーズ、地域教育資源等**を踏まえて**適切に整備**されている状況を分析。
- 2-1-③ 全学的なセンター等を設置している場合には、それらが**教育の目的を達成する上で適切なもの**となっているか。
留意点 → 特に研究を行うことを主たる目的として持つセンターについては、そこで行われている活動が**教育の目的を達成する上で適切**であることを、**実際の教育上の利用状況等から分析**。

9

基準2の主な留意点（2）

- 2-2-① 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議する等の必要な活動が行われているか。
留意点 → ここでは、教育活動を有効に展開するために設置されている運営会議、教務委員会等の体制が規則等から整備されているか、また、その体制で教育活動に係わる事項を**審議するなどの活動**がどのように行われているかについて**具体的な資料で分析**。

10

基準2の主な留意点（3）

- 2-2-② 一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が、機能的に行われているか。
留意点 → 相互に関連を持つ一般科目及び専門科目を担当する**教員間の連携**が図られ、**科目間の連携**もうまくいっているか具体的に分析。
- 2-2-③ 教員の教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能しているか。
留意点 → ここでは、**教員が行う教育活動**（学級担任や課外活動担当教員が行う教育活動を含む）を円滑に実施するための教育組織としての支援体制が機能しているかについて分析。
学生への支援は基準7で分析。

11

11

目的を達成する仕組みとしての 教育活動等の質評価（2）

基準3 教員及び教育支援者等

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 全教員の教育活動に対して、学校による定期的な評価が行われ、その結果を教員組織の見直し等に反映させていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置されていること。

12

基準3の主な留意点（1）

- 3-1-①（②，③）教育の目的を達成するために必要な一般科目（各学科の専門科目，専攻科の授業科目）担当教員が適切に配置されているか。
留意点 → ここでは，**設置基準**との適合性のみならず，**目的**（使命，基本方針など）との適合性ならびに**各教員の専門，経歴，資格等との適合性**。
- 3-1-④ 学校の目的に応じて，教員組織の活動をより活発化するための適切な措置が講じられているか。
留意点 → ここでは，**適切な措置の具体例と実績**。
均衡ある年齢構成に向けた取組への配慮がなされているかについては，**実際の年齢構成等その内容・実績からそのための措置**の分析は必須。

13

13

14

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）

（平成22年6月16日）

- 第一 学校教育法施行規則の改正の概要と留意点
 - （一）大学は，次の教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。こと。（第172条の2第1項関係）
 - ① 大学の教育研究上の目的に関すること。
 - ② 教育研究上の基本組織に関すること。
 - ③ 教員組織，教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。
- その際，教員組織に関する情報については，組織内の役割分担や年齢構成等を明らかにし，効果的な教育を行うため組織的な連携を図っていることを積極的に明らかにすることに留意すること。
各教員の業績に関しては，研究業績にとどまらず，各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより，教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など，当該教員の専門性と提供できる教育内容に関することを確認できるという点に留意すること。

基準3の主な留意点（2）

- 3-2-① 全教員の教育活動に対して、**学校による定期的な評価**が行われているか。また、その結果把握された事項に対して**教員組織の見直し等**、適切な取組がなされているか。

留意点 → 全教員の教育活動に対する学校による定期的な評価（**学校長あるいはその委任を受けた者による評価**）がどのように行われているか、また、その結果を**教員配置の適切化**にどのように活用しているかを分析。
学生による授業評価は一つの評価資料とはなるが、それだけでは十分ではない。

15

15

基準3の主な留意点（3）

- 3-2-② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切な運用がなされているか。

留意点 → 採用や昇格に対する**基準及び規定を示しつつ**、専任教員ならびに非常勤講師について分析。
また、高等専門学校設置基準に則して「**教育上の能力を有する**」ことをどのように考慮・評価しているかも分析。

16

高等専門学校設置基準 第11条

教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 博士の学位を有する者。
- 二 専門職学位を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する業務についての実績を有する者。
- 三 大学又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴のある者。
- 四 学校、研究所、試験所、調査所等に在職し、教育若しくは研究に関する実績を有する者又は工場その他の事業所に在籍し、技術に関する業務についての実績を有する者。
- 五 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者。
- 六 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者。

17

17

基準3の主な留意点（4）

- 3-3-① 学校における教育活動を展開するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。

留意点 → 事務職員、技術職員、（助手を置いている場合には）助手等の教育支援者の**配置状況**（組織・人数・支援内容など）を分析。
図書館には、その機能を十分発揮させるために必要な**専門的職員**その他の職員を置いているかどうかについても分析。

18

目的を達成する仕組みとしての 教育活動等の質評価（3） （学生の受入）

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針等の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者の選抜が、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

19

19

基準4の主な留意点（1）

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針等の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が**明確に定められ**、学校の教職員に周知されているか。また、将来の学生を含め社会に**理解されやすい形で**公表されているか。

留意点 → **入学者に求める能力、適性等とともに、入学者選抜の基本方針**を分析。（ただし、根拠資料は必ずしもアドミッション・ポリシーとして一つのものである必要はない。たとえば、アドミッション・ポリシーと募集要項等で分析・評価することも可能。）

20

基準4の主な留意点（2）

- 4-2-① 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に沿って適切な学生の受入方法が採用されており実際の入学者選抜が適切に実施されているか。
留意点 → **学力選抜の実施とアドミッション・ポリシーとの関連**。アドミッション・ポリシーに適合する学生であることの確認方法を分析。
- 4-2-② 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。
留意点 → 検証結果の分析とそれを踏まえた**具体的な改善**。

21

21

基準4の主な留意点（3）

- 4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。
また、その場合には、これを改善するための取組が行われる等、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。
留意点 → **学科・専攻ごと**に実入学者数を入学定員との比較において、**過去5年間**程度の根拠資料・データを示しつつ分析。

22

目的を達成する仕組みとしての 教育活動等の質評価（４）

基準５ 教育内容及び方法 （準学士課程）

- ５－１ 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準が適切であること。
- ５－２ 教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていること。
- ５－３ 豊かな人間性の涵養に関する取組が適切に行われていること。
- ５－４ 成績評価や単位認定，進級・卒業認定が適切であり，有効なものとなっていること。

23

23

目的を達成する仕組みとしての 教育活動等の質評価（５）

基準５ 教育内容及び方法 （専攻科課程）

- ５－５ 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準が適切であること。
- ５－６ 教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていること。
- ５－７ 教養教育や研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。
- ５－８ 成績評価や単位認定，修了認定が適切であり，有効なものとなっていること。

24

基準5の主な留意点（1）

- 5-1-① 教育の目的に照らして、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものとなっているか。

留意点 → ここでは、目的のうち、特に、**達成目標**である、**学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力のそれぞれの項目に照らして**、授業科目の配置を基に、教育課程が体系的に編成されているかについて分析。また、授業の内容が、**達成目標に照らして適切かどうか**について分析。

25

25

基準5の主な留意点（2）

- 5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、**学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等に配慮**しているか。

留意点 → ここでは、**学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請の全てについて**、それらを**配慮している具体的な内容について分析が必要**。

特に、目的に、国際的に活躍できる技術者の養成が含まれる場合には、**外国語の伝達と読解の基礎能力育成**をどのように行っているかを分析に含めること。

各種GP等の当該観点としての成果も分析。

26

基準5の主な留意点（3）

- 5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

留意点 → 授業形態のバランスについて、達成目標に照らして分析。

学習指導方法の工夫については、授業科目名を明記し、取組内容や実施状況を**具体的に**分析。

27

27

基準5の主な留意点（4）

- 5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って、**シラバス**が作成され、**事前に行う準備学習**、**教育方法や内容**、**達成目標と評価方法の明示**等、**内容が適切に整備**され、活用されているか。

留意点 → 高等専門学校設置基準を満たすシラバスが作成されているか、また、活用されているかを分析。**学修単位**を導入している場合には、1単位の学修時間は授業時間以外の学修等を合わせ45時間であることを明示しその実質化のための対策をどのように講じているかについて分析。授業を行う期間は定期試験を含めずに15週となっているか。

28

基準5の主な留意点（5）

- 5-2-③ **創造性を育む教育方法の工夫が図られているか。**
また、インターンシップの活用が図られているか。

留意点 → ここでは、学校として全学年で体系的に創造性を育てている教育方法を具体的に分析。
PBL型の授業を行っていることや、創造型の演習を行っていることに加え、それらの授業等において**創造性を育むための教育方法の工夫を具体的に**分析することが必要。
各学科ごとのインターンシップの実施状況。

29

29

基準5の主な留意点（6）

- 5-3-① 教育課程の編成において、**一般教育の充実や特別活動の実施等、豊かな人間性の涵養が図られるよう配慮されているか。**また、**教育の目的に照らして、課外活動等において、豊かな人間性の涵養が図られるように配慮されているか。**

留意点 → ここでは、一般教育（一般科目、専門科目で行われている環境教育、倫理教育等）、特別活動、ホームルーム、校外実習・見学等の実施状況から具体的に涵養しようとする人間性を明記して分析。

30

基準5の主な留意点（7）

5-4-① 成績評価・単位認定規定や進級・卒業認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定が適切に実施されているか。

留意点 → 規定等に従った適切な運用について、厳格性や一貫性を示す根拠資料を基に分析。追試や再試についても分析。（訪問調査時には、試験問題の内容とも合わせ確認する）。
成績評価に関する学生からの意見の申し立ての機会の有無についても分析。

31

31

基準5の主な留意点（8）

■ 5-7-① 教育の目的に照らして、教養教育や研究指導が適切に行われているか。

留意点 → ここでは、教育の目的を達成する上で、専攻科で修学することが必要と考えられる教養を授ける教育が行われているかについて分析。
また、研究指導の方法・内容を具体的に分析。

32

目的の達成状況による質評価

基準6 教育の成果

- 6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

33

33

基準6の主な留意点（1）

- 6-1-① 高等専門学校として、その教育の目的に沿った形で、課程に応じて、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力、養成しようとする人材像等について、その**達成状況を把握・評価するための適切な取組**が行われているか。
留意点 → 5-1-①で授業科目が教育の**達成目標**（学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、また、養成しようとする人材像等）を達成するように体系的に構成されているとして、**単位修得状況、卒業（修了）認定状況から把握・評価**としている場合には、**選択科目の取り扱い**に留意。また、**特別活動等も含めて分析**。

34

基準6の主な留意点（2）

- 6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、学校としてその達成状況を評価した結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

留意点 → 学生が身に付ける学力や資質・能力について、教育の成果が上がっていることの分析に適切であるとした6-1-①記載の取組に基づいて、教育の成果が上がっているかを**過去5年間程度の資料**を基に分析。
（単位修得状況で分析する場合には、**選択科目の位置づけ**（それらをどのように修得しなければならないとしているかが明確か）に留意。）

35

35

基準6の主な留意点（3）

- 6-1-③ 教育の目的において意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

留意点 → 教育の成果が上がっているかどうかを、**過去5年間程度の卒業（修了）後の進路の状況等**に基づいて分析。また、就職先、進学先について、養成しようとする人材像や専門性が活かされる状況であるかなど教育の目的との適合性に留意。

36

基準6の主な留意点（4）

- 6-1-④ 学生が行う学習達成度評価等，学生からの意見聴取の結果から判断して，教育の成果や効果が上がっているか。

留意点 → ここで言う学習達成度評価は，各授業の授業目標の達成度の評価ではない。また，単位修得状況の確認による達成状況の確認でもない。教育の達成目標としての，**学生が卒業（修了）時に身に付けるべき学力，資質・能力について，それを身に付けることができたかについての学生による直接の評価である。**

37

37

基準6の主な留意点（5）

- 6-1-⑤ 卒業（修了）生や進路先等の関係者から，卒業（修了）生が**在学時に身に付けた学力や資質・能力や，卒業（修了）後の成果等**に関する意見を聴取する等の取組を実施しているか。また，その結果から判断して，教育の成果や効果が上がっているか。

留意点 → ここでの意見聴取は，卒業（修了）生が，学校の目的に沿った**学力や資質能力を，実際に身に付けているかどうかの達成状況と，卒業（修了）後の成果**についての意見聴取であること。

38

目的を達成する仕組みとしての 教育活動等の質評価（6）

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導，学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制が整備され，機能していること。また，学生の課外活動に対する支援体制等が整備され，機能していること。
- 7-2 学生の生活や経済面並びに就職等に関する相談・助言，支援体制が整備され，機能していること。

39

39

基準7の主な留意点（1）

- 7-1-① 学習を進める上でのガイダンスが整備され，適切に実施されているか。また，学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制が整備され，機能しているか。

留意点 → 相談・助言体制の整備面では，その内容を分析。機能面では，学生の利用実績や満足度等を基に分析。

40

基準7の主な留意点（2）

- 7-1-③ 学習支援に関する**学生のニーズ**が適切に把握されているか。また、資格試験や検定試験の受講、外国留学のための支援体制が整備され、機能しているか。

留意点 → 学生のニーズを把握しているかについて、学生の意見をくみ上げる制度の内容、その実施状況等を具体的に分析。
機能面については、支援体制による活動の状況を分析。

41

41

基準7の主な留意点（3）

- 7-1-④ **特別な支援が必要と考えられる学生**への支援体制が整備されているか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

留意点 → 例えば、**留学生、編入学生、社会人学生、障害のある学生（発達障害も含む）**等が考えられる。必要に応じ**成績不振者への支援**も含めて分析。
支援体制、活動の実施状況、効果や貢献などを分析。

42

基準7の主な留意点（4）

- 7-2-③ **学生寮**が整備されている場合には、学生の**生活及び勉学の場**として有効に機能しているか。

留意点 → 学生寮の構成を記述し、**生活ばかりではなく勉学の場**としての整備状況、管理・運営体制、その他の支援体制等を基に機能の状況を分析。

43

43

基準7の主な留意点（5）

- 7-2-④ 就職や進学等の**進路指導を行う体制**が整備され、機能しているか。

留意点 → 機能面については、この体制による活動の実施状況や学生に対する効果や貢献などを分析。
就職率や進学率ばかりではなく、取組内容から分析。

44

目的を達成する仕組みとしての 教育活動等の質評価（7）

基準8 施設・設備

- 8-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全管理の下に有効に活用されていること。
- 8-2 図書，学術雑誌，視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集，整理されていること。

45

45

基準8の主な留意点（1）

- 8-1-① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、適切な安全管理の下に有効に活用されているか。また，施設・設備のバリアフリー化や環境面への配慮がなされているか。

留意点 → 高等専門学校設置基準において必須とされる校地・校舎や施設・設備が適切な安全管理の下に整備され活用されているか，また，バリアフリー化や教育研究にふさわしい環境整備への配慮を分析。

46

基準 8 の主な留意点 (2)

- 8-1-② 教育内容，方法や学生のニーズを満たす **ICT環境** が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され，有効に活用されているか。

留意点 → ここでは，現在一般的に考えられる学生のニーズに対して問うている。
活用面については，教職員や学生による ICT 環境の利用状況や稼働状況を分析。

47

47

基準 8 の主な留意点 (3)

- 8-2-① **図書，学術雑誌，視聴覚資料** その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集，整理されており，有効に活用されているか。

留意点 → **教育課程，学科の種類，学年区分** に応じて，**図書，学術雑誌，視聴覚資料** その他の資料が系統的に収集，整理されているかについて分析。
また，活用面については，これらの資料の教職員や学生による利用状況等を分析。

48

教育活動の質向上評価（１） （点検・評価システム）

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し，その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され，取組が行われており，機能していること。
- 9-2 教員及び教育支援者等の資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

49

49

基準 9 の主な留意点（１）

- 9-1-① 教育の状況について，教育活動の実態を示すデータや資料が適切に収集・蓄積され，評価を適切に実施できる体制が整備されているか。

留意点 → 教育活動の実態を示すデータや資料とは，教育の状況について各種評価を行うにあたり必要な教育活動に関する基礎的なデータや資料である。これらの資料等を用いて評価を実施する体制が適切に整備されているかについても分析。

50

基準9の主な留意点（2）

- 9-1-② 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果をもとに教育の状況に関する自己点検・評価が、**学校として策定した基準に基づいて、適切に行われているか。**

留意点 → それぞれの**学校として策定した基準等に基づいて教育活動について行う自己点検・評価に学校の構成員や学外関係者の意見がどのように反映されているか**について分析。

51

51

基準9の主な留意点（3）

- 9-1-③ 各種の評価の結果を**教育の質の向上、改善**に結び付けられるような組織としてのシステムが整備され、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

留意点 → 観点9-1-②での評価結果を教育の質の向上、改善に結び付ける**システムの整備状況**について、学内の委員会等の役割・権限・相互関係等の面も含めて分析。また、機能面については、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策の検討・実施状況について、評価結果を踏まえて**改善に結び付ける運用**がなされているかを分析。

52

基準9の主な留意点（4）

- 9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業の内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。また、個々の教員の改善活動の状況を、学校として把握しているか。

留意点 → 各種の評価結果に基づく**個々の教員の継続的改善の実施状況**について具体的改善の実例を示しつつ分析。

「改善を行う意向」ではなく、「**実際に改善を行っている**」ことを分析することが必要。

53

53

基準9の主な留意点（5）

- 9-1-⑤ 研究活動が教育の質の改善に寄与しているか。

留意点 → 教員の研究活動（**専門分野の研究及び教育方法等の研究**）により得られた知見や成果等が教育内容・方法等の改善にどのように活かされているかについて**具体的改善の実例**を示しつつ分析。

54

基準9の主な留意点（6）

- 9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

留意点 → **組織として資質の向上や教育内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメントを適切に実施しているかについて、改善に結びついている具体例を示しつつ、実施内容・方法及び実施状況を具体的に分析。**

55

55

基準9の主な留意点（7）

- 9-2-② 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

留意点 → **組織として教育支援者（例えば、事務職員、技術職員、（助手を置いている場合には）助手等）の資質の向上を図るための研修等を適切に実施しているかについて、実施方針・内容・方法及び実施状況を具体的に示しつつ分析。**

56

目的を達成する仕組みとしての 教育活動等の質評価（9）

基準10 財務

- 10-1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

57

57

基準10の主な留意点（1）

- 10-1-① 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。
また、債務が過大ではないか。

留意点 → 校地・校舎等の資産を保有しているか、
また、債務の状況についても分析。
過去5年間程度の貸借対照表等の財務諸表
を示しつつ分析。

58

基準10の主な留意点（2）

- 10-1-② 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

留意点 → **過去5年間程度の収入**（運営費交付金，授業料，入学料，検定料などの収入の状況等を示すことが必要）の状況から分析。

59

59

基準10の主な留意点（3）

- 10-1-③ 学校の目的を達成するために、外部の財務資源の活用策を策定し、実行しているか。

留意点 → **過去5年間程度**の科学研究費補助金，受託研究費，共同研究費，受託試験費，奨学寄付金，同窓会等からの寄付金等ごとの**外部の財務資源の獲得状況**から，外部財務資源の活用策を分析。

60

基準 10 の主な留意点 (4)

- 10-2-③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対し、適切な資源配分がなされているか。

留意点 → 予算配分の状況など資源配分の適切性を、**予算配分状況とその実績**（執行状況）を対比させて分析することが必要。
校長裁量経費等の重点配分基準等の策定状況（手続き，経路，決定機関等）についても併せ分析。

61

61

目的を達成する仕組みとしての 教育活動等の質評価 (10)

基準 11 管理運営

- 11-1 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 学校の目的を達成するために、高等専門学校¹の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。また、その結果を受け、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、有効に運営されていること。

62

目的を達成する仕組みとしての 教育活動等の質評価（11）

基準 1 1 管理運営

- 11-3 学校の目的を達成するために、外部有識者等の意見が適切に管理運営に反映されていること。また、外部の教育資源を積極的に活用していること。
- 11-4 高等専門学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。

63

63

基準 1 1 の主な留意点（1）

- 11-1-① 学校の目的を達成するために、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、**校長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定**が行える態勢となっているか。

留意点 → 学校の教育等の諸活動における意思決定プロセスにおいて、校長、各主事、各種委員会等の役割が明確にされているかどうか、**体制間の連携、責任体制等**についても併せ分析。

64

基準 1 1 の主な留意点 (2)

- 11-1-② 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。
また、危機管理に係る体制が整備されているか。

留意点 → 「効果的に活動しているか」については、支障なく機能的に活動していることを分析。**危機管理に係る体制については、その機能状況も分析に含める。**

65

65

基準 1 1 の主な留意点 (3)

- 11-2-① **自己点検・評価が学校として策定した基準に基づいて高等専門学校の活動の総合的な状況に対して行われ、かつ、その結果が公表されているか。**

留意点 → 当該観点では、**学校教育法第109条第1項に規定された総合的な自己点検評価について「行われているか」と「評価結果が公表されているか」の2つの視点からの分析が必要。**

66

公的及び自主的な質保証の仕組みの強化

- (1) 自己点検・評価のための自主的な評価基準や評価項目を適切に定めて運用する等、内部質保証体制を構築する

これを担保するため、認証評価に当たっては、評価機関は、対象大学に対して、自己点検・評価の基準等の策定を求め、恒常的な内部質保証体制が構築されているか否かのチェックに努める。自己点検・評価の周期については、不断の点検・見直しに対して有効に機能するよう適切に設定する。

(中央教育審議会答申(学士課程教育の構築に向けて))

67

67

公的及び自主的な質保証の仕組みの強化

- (2) 組織における明確な達成目標を設定した上で、自己点検・評価を確実に実施する

単に現状を点検するのみならず、成果と課題に関する評価を十分に行う。評価結果の報告書では、今後の改善に向けた取組の内容についても盛り込むように努める。達成目標の設定に当たっては、学習成果のアセスメントに関する指標や卒業後のフォローアップ調査による指標(卒業生や雇用者からの評価を含む)を取り入れるように努める。また、実証的な調査・分析が可能となるよう、専門的な職員の確保など実施体制を整備する。

(中央教育審議会答申(学士課程教育の構築に向けて))

68

基準11の主な留意点（4）

- 11-2-③ 評価結果がフィードバックされ、**高等専門学校**の**目的の達成のための改善**に結び付けられるようなシステムが整備され、有効に運営されているか。

留意点 → 自己点検評価の結果が、対象組織や個人にフィードバックされているか、その評価結果を管理運営上の改善に結び付けられるようなシステムが整備されているかを**具体例を示しつつ**分析。

69

69

基準11の主な留意点（5）

- 11-3-② 学校の目的を達成するために、**外部の教育資源**を積極的に活用しているか。

留意点 → 外部の教育資源の活用は、中央教育審議会答申（高等専門学校教育の充実について）で謳われている「**共同教育**」の理念に沿う取組を想定している。

例えば、地域の高等教育機関との連携、産学連携関係の共同教育、地域や同窓会等の有識者や経験者による授業、実習、課外活動の指導支援等。

70

基準11の主な留意点（5）

- 11-4-① 高等専門学校における教育研究活動等の状況や、その活動の成果に関する情報を広くわかりやすく社会に発信しているか。

留意点 → 学校教育法第113条等に対応するための観点。同第115条第2項に定められている高等専門学校の目的「**教育の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する**」ために、公的な教育機関として**情報公開**が望まれる項目についての情報公開。（**学校教育法施行規則第172条の2**に対応しているか。）

71

71

72

学校教育法施行規則の一部改正

（平成22年6月15日公布）

第172条の2

大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況について情報を公表するものとする。

- ① 大学の教育研究上の目的に関する事
 - ② 教育研究上の基本組織に関する事
 - ③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事。
 - ④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事
 - ⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事
 - ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事
 - ⑦ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事
 - ⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事
 - ⑨ 大学が行う学生の学修、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事
- 2 大学は、前項に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 3 第1項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

大学に関する規定を**高等専門学校に準用**（第179条）

この改正は、平成23年4月1日から施行

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の 施行について（通知）

（平成22年6月16日）

●第一 学校教育法施行規則の改正の概要と留意点

（一）大学は、次に掲げる教育研究活動の状況に付いて情報を公表するものとする事。
（第172条の2第1項関係）

① 大学の教育研究上の目的に関する事。

これは、大学設置基準第2条等に規定されているものである事。

（高等専門学校設置基準では、第3条）

平成19年7月31日付け文部科学省高等教育局長通知で示した事項に留意する事。

（各大学はそれぞれの人材養成上の目的と学生に修得させるべき能力等の教育目標を明確にし、これらに即して、体系的な教育課程を提供するとともに、責任ある実践のための人的、組織的体制、物的環境を整えることに資するよう留意する事。

また、組織として目的を共有するため、学則、学部規則又は学科規則などの適切な形式により定めるとともに、大学のホームページ等を活用し、これを広く社会に公表するよう留意する事。

② 教育研究上の基本組織に関する事。

③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事。

その際、教員組織に関する情報については、組織内の役割分担や年齢構成等を明らかにし、効果的な教育を行うため組織的な連携を図っていることを積極的に明らかにすることに留意する事。各教員の業績に関しては、研究業績にとどまらず、各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより、教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など、当該教員の専門性と提供できる教育内容に関する事を確認できるという点に留意する事。

選択的評価事項に係る自己評価

選択的評価事項 A 研究活動の状況

- A-1 高等専門学校の研究の目的に照らして、必要な研究体制及び支援体制が整備され、機能しており、研究の目的に沿った成果が上がっていること。

75

75

選択的評価事項 A の主な留意点 (1)

- A-1-① 高等専門学校の研究の目的に照らして、研究体制及び支援体制が適切に整備され、機能しているか。
留意点 → 学校の研究の目的（**選択的評価事項の目的**として掲げた目的、個々の教員の研究目的ではない）を達成するための**実施体制、研究体制、支援体制の整備状況・活動状況**について、**研究の目的の各項目に対応させて分析**。
活動状況など機能面については、具体例を示しつつ分析。

76

選択的評価事項 A の主な留意点（2）

- A-1-② 研究目的に沿った活動の成果が上げられているか。

留意点 → 学校の研究の目的に照らして、どの程度活動の成果が上げられているか、目的の達成度について実績等を示すデータ等を用いて分析。
目的が複数ある場合は、それぞれの目的ごとに、目的に照らした研究の成果及び目的の達成度について分析が必要。

77

77

選択的評価事項 A の主な留意点（3）

- A-1-③ 研究活動の実施状況や問題点を把握し、改善を図っていくための体制が整備され、機能しているか。

留意点 → 「目的に沿った研究活動」又は「目的を達成するための研究活動」の**実態・実績及び問題点を把握し、それを改善に結び付けるための体制の整備状況**について分析。
機能面については、活動状況とともに効果や成果について具体例を示しつつ分析。

78

選択的評価事項B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの 状況

- B-1 高等専門学校の目的に照らして、正規課程の学生以外に対する教育サービスが適切に行われ、成果を上げていること。

79

79

選択的評価事項Bの留意点（1）

- B-1-① 高等専門学校の教育サービスの目的に照らして、公開講座等の正規課程の学生以外に対する教育サービスが計画的に実施されているか。

留意点 → 正規課程の学生以外に対する学習機会の提供等の教育サービスについて、**具体的方針が策定され、計画的に実施されているかどうか**について分析。目的（選択的評価事項の目的）に沿って、**目的が複数ある場合には、それぞれの目的ごとに、計画的に行われているか**分析。**各種GP等の取組**の当該観点に係る成果も分析。

80

選択的評価事項Bの留意点（2）

- B-1-② サービス享受者数やその満足度から判断して、活動の成果が上がっているか。

留意点 → 具体例を示しつつ分析。

目的が複数ある場合には、それぞれの目的ごとに、目的にterasした教育サービスの成果及び目的の達成度について分析が必要。

81

81

◇選択的評価事項に係る留意点

目的の達成状況等を評価することから、目的の内容（計画）をより具体的かつ明確に示すことが必要である。

また、機構は全ての計画ごとに、計画（目的）の達成度を評価することに留意し、目的として列挙された計画ごとに全て自己評価することが必要。このように記載されていない場合には書き直しを求められる場合がある。

82

留意点総括

- ・ 自己評価は教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた高等専門学校の主体的取り組みの一環
- ・ 根拠資料・データに基づく、客観的な分析
→ 評価担当者に対するわかりやすさ
- ・ 「対象高等専門学校の現況及び特徴」, 「目的」, 「自己評価の概要」は, 原文のまま評価報告書に掲載, 公表
- ・ 評価結果とともに, 対象校から提出された自己評価書についても機構のウェブサイトへリンク
→ 社会に対するわかりやすさ

83